

議 案 第 6 号

松戸市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市立中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

市立第一中学校に分校を新設することに伴い、その名称及び位置を定めるため。

## 松戸市立中学校設置条例の一部を改正する条例

松戸市立中学校設置条例（昭和39年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（分校）

第3条 次表左欄に掲げる中学校に同表中欄に掲げる分校を置き、その位置は、同表右欄に掲げるとおりとする。

| 中学校       | 分校    | 位置              |
|-----------|-------|-----------------|
| 松戸市立第一中学校 | みらい分校 | 松戸市古ヶ崎一丁目3073番地 |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。